

平成23年第1回定例会

政策総務常任委員会提出資料

◎ 所管事項

- 1 平成23年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（人事委員会事務局）----- 1頁
- 2 平成22年度財政的援助団体等監査結果（監査委員事務局）----- 3頁
- 3 平成22年度行政監査結果「各種基本計画等について」（監査委員事務局）-- 10頁
- 4 会計事務の標準化と財務会計システム共同アウトソーシングについて
（出納局）----- 15頁
- 5 包括外部監査結果について（出納局）----- 16頁

平成23年3月

人事委員会事務局
監査委員事務局
出納局

平成23年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名	受験資格	受験案内・受験申込書配布開始日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日	
三重県職員採用試験	A試験	1 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 2 平成2年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月17日（火）	5月17日（火） ～ 6月6日（月）	6月26日（日）	7月下旬～ 8月上旬	8月中旬
	B試験	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人	7月8日（金）	8月1日（月） ～ 8月31日（水）	9月25日（日）	10月下旬	11月上旬
	C試験	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人					
警察官採用試験	警察官A （平成23年10月採用）	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成23年9月30日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月18日（金）	4月1日（金） ～ 4月28日（木）	5月7日（土）・ 8日（日）	6月中旬	7月下旬
	警察官A （平成24年4月採用・1回目）	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月18日（金）	4月1日（金） ～ 4月28日（木）	5月7日（土）・ 8日（日）	6月中旬	7月下旬
	警察官A （平成24年4月採用・2回目）	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	7月8日（金）	8月1日（月） ～ 8月31日（水）	9月17日（土）・ 18日（日）	10月下旬～ 11月中旬	11月下旬
	警察官B （平成24年4月採用）	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人	7月8日（金）	8月1日（月） ～ 8月31日（水）	9月18日（日）	10月下旬～ 11月中旬	11月下旬
小中学校職員採用試験	B試験	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人	7月8日（金）	8月1日（月） ～ 8月31日（水）	9月25日（日）	10月下旬	11月上旬
	C試験	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人					

(備 考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成22年度 財政的援助団体等 監査結果

1 内容

(1) 監査の概要

平成22年度の監査は、33団体を選定のうえ、平成22年11月から平成23年2月まで実施しました。

(2) 監査実施団体

区 分	選 定 基 準	予備監査	委員 監 査	
			実地監査	書面監査
出資（出えん）団体	県出資比率25%以上	13	6	7
公の施設管理等団体	公の施設管理委託	7(9)	2(3)	5(6)
補助金等交付団体	1事業1,000万円以上及びその他 特に監査委員が必要と認めたもの	13(19)	2(4)	11(15)
計		33(41)	10(13)	23(28)

(注) 1 数値は実団体数で、()は団体区分間の重複を含む団体数。

2 出資団体が公の施設管理団体及び補助金等交付団体と重複する場合、実団体数は、出資団体として整理している。

3 補助金等交付団体とは、負担金、補助金、交付金の交付団体及び貸付金の貸付団体をいう。

4 実地監査とは、監査委員が監査実施団体に出向き、現地で提出された監査資料等に基づき監査を実施したものをいう。

5 書面監査とは、監査委員が事務局職員の予備監査結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき監査を実施したものをいう。

(3) 監査の対象範囲

平成21年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出えん）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(4) 監査の着眼点

監査は、出資（出えん）団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、財務諸表が適正に作成されているかなどを、公の施設管理団体（指定管理者）については、管理業務が契約の目的に沿って適正、効率的に行われているかなどを、補助金等交付団体については、事業が補助の目的どおり適正に実施されているかなどを着眼点として実施しました。

(5) 監査の結果及び意見

[出資（出えん）団体、公の施設管理団体]

次期中期経営計画が未策定、賞与引当金の計上誤りなど、改善を要する事例が見受けられました。

[補助金等交付団体]

補助金の返還にかかる事案は認められませんでした。実績報告における補助対象経費の報告誤り、経理規定に従わない会計処理など、改善を要する事例が見受けられました。

以下、意見例について抜粋します。

出資（出えん）団体

財団法人三重県救急医療情報センター（所管部局：健康福祉部）

[監査結果及び意見]

- (1) 救急医療情報システム等について、県民の認知度が低い状況にあるため、今後も様々な機会を通じ、広く周知を図られたい。
- (2) 平成21年度末現在で、救急医療情報システムへの参加医療機関は524機関あるが、平日夜間、休日に対応可能な医療機関の診療科目数が年々減少してきている状況にある。

このため、引き続き県と連携し、医療機関を訪問するなどにより協力を求め、救急医療情報システムへの参加や対応可能な診療科目の増加に努められたい。

- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成22年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、社会保険料相当額を含め、21年度の費用として計上すべきである。
旅費	○業務補助職員の自家用車による出張について、旅費規程によることなく、定額を支給していた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 救急医療情報システムへの平日夜間、休日に対応可能な医療機関の診療科目数が年々減少してきている状況にあるため、センターと連携し、救急医療情報システムへの参加や対応可能な診療科目の増加に努められたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

- (3) 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業にかかる委託契約書において、受託者が「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守るべき旨について記載されていないので、個人情報を適切に取り扱うようこれを記載し、受託者に遵守させられたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

財団法人三重県農林水産支援センター（所管部局：農水商工部）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 中期計画(平成 17～21 年度)に基づき経営の根本的な改善に向けた取組を行った結果、概ね目標は達成し経営状況は改善しているものの、依然として損益収支は赤字体質から脱却できていない状況にある。

このため、新たに策定した第 2 期中期計画(平成 22～26 年度)を踏まえ、早期に黒字決算に転換し健全な運営が行えるよう、今後も引き続き経営改善に取り組まれない。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
貸倒引当金	○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金について、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていなかった。
財務諸表	○正味財産増減計算書において、過年度にかかる退職給与引当不足相当額及び用地評価損が、経常増減の部に計上されているが、経常外増減の部に計上すべきである。 ○林業基金特別会計の貸借対照表上に、誤って投資有価証券 43 千円が計上されていた。
未収金	○就農支援資金貸付金の収入未済が 3,696 千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。
理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める期限内に行われていなかった。
事業報告書	○事業報告書の県への提出が、期限内に行われていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 法人は中期計画の結果を踏まえ、新たに策定した第 2 期中期計画に基づき経営改善を進めているが、経営状況は依然として厳しい状況にある。

早期に黒字決算に転換し健全な運営が行えるよう、センターに対し今後も引き続き指導、助言等を行われたい。（所管室名：農水商工部 農業経営室）

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：農水商工部 農業経営室）

三重県住宅供給公社（所管部局：県土整備部）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 現在、公社は分譲事業や県営住宅の指定管理業務を終了し、利益剰余金を処分しながら事業の整理を行っているところであり、今後解散への手続きを進めていく方針となっている。

このため、残された課題である汚水処理場の早期移管に向けて、引き続き努力されたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
建物の取得価格	○建物の取得価格について、契約額に基づいて計上すべきところ、設計額で計上していた。
貸倒引当金	○回収の可能性に疑義が生じている未収金については、回収不能見込額を貸倒引当金として計上すべきである。
未収金	○公社管理の汚水処理場の管理業務収入について、平成 21 年度末現在の収入未済額が 5,599 千円あるので、未済額の減少と今後の発生防止に努める必要がある。
契約手続	○消防設備点検業務委託契約において、予定価格が設定されておらず、また、入札すべき契約について見積合わせにより業者選定を行っていた。

[所管部局に対する意見]

公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。(所管室名：県土整備部 住宅室)

公の施設管理団体

東海美松園グループ (所管部局：県土整備部)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	○廃棄物処理や電気設備の点検業務において再委託が行われているが、県の承認を受けていなかった。
勘定元帳	○勘定元帳の支出科目の記載に一部誤りがあった。

[所管部局に対する意見]

指定管理者の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

三重県ライフル射撃協会 (所管部局：教育委員会)

[監査結果及び意見]

- (1) ライフル銃の鉛弾が原因による土壌汚染が確認されたため、現在射撃場を休場している。

今後、県による鉛弾の回収、汚染土壌の入れ替え等の対策を講じた後、再開を行う予定であるが、再開後も鉛弾の回収や県と連携した継続的な水質調査の実施などを行い、汚染の再発防止に努められたい。

- (2) 利用者への業務案内として、平成19年度からホームページを開設しているが、利用料金等が更新されておらず、内容が不正確となっているので、適宜、更新を行うことにより、利用者に対し正確な情報提供に努められたい。

[所管部局に対する意見]

- (1) ライフル銃の鉛弾が原因による土壌汚染が確認されたことから、汚染土壌の浄化対策工事を実施しているところであるが、工事施工後においても、団体と連携して継続的な水質調査を実施するなど、再発防止に努められたい。
(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)
- (2) 平成21年度に購入し、当協会に貸付を行った県有管理物品（10m電動標的交換機）について、物品標示票が貼付されていないので、適切に処理を行われたい。
(所管室名：教育委員会事務局 予算経理室)

補助金等交付団体

佐藤林業（所管部局：環境森林部）

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
事業状況報告	○間伐対策事業費補助金（条件不利森林公的整備緊急特別対策事業）において、補助金交付要領に定められた県への状況報告書が、提出されていなかった。
実績報告書	○国補造林補助事業補助金において、補助金交付要領に基づき、完了検査の結果、実績の一部を変更する必要があったが、変更した実績報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助金事務において、県への状況報告及び実績の変更報告がされていないものがあったので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。
(所管室名：環境森林部 森林保全室)
- (2) 造林補助事業において、県から補助事業者に対し送付された交付決定指令書に、補助金指令内訳書が添付されていなかったため、今後、適正に処理されたい。
(所管室名：環境森林部 森林保全室)

< 監査実施団体一覧 >

出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	意見数		監査区分
				団体	所管部局	
1	伊勢鉄道(株)	鈴鹿市	政策部	1	1	実地
2	(財)三重県文化振興事業団	津市	生活・文化部	4	1	実地
3	(財)三重県救急医療情報センター	津市	健康福祉部	4	3	実地
4	(財)三重県生活衛生営業指導センター	津市	健康福祉部	4	2	書面
5	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	1	0	実地
6	(財)三重県環境保全事業団	津市	環境森林部	1	0	書面
7	(財)三重県農林水産支援センター	松阪市	農水商工部	7	2	書面
8	(株)三重県四日市畜産公社	四日市市	農水商工部	4	3	書面
9	(社)三重県畜産協会	津市	農水商工部	2	2	実地
10	(財)三重県水産振興事業団	津市	農水商工部	4	2	書面
11	三重県住宅供給公社	津市	県土整備部	5	1	書面
12	三重県道路公社	津市	県土整備部	1	1	書面
13	(財)暴力追放三重県民センター	津市	警察本部	3	1	実地

公の施設管理団体（出資団体との重複2団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	意見数		監査区分
				団体	所管部局	
1	みえNPOセンター・ワーカーズコープ	津市	生活・文化部	2	1	実地
2	東海美松園グループ	鈴鹿市	県土整備部	2	1	書面
3	大島造園土木(株)	亀山市	県土整備部	1	1	実地
4	(財)三重県下水道公社	松阪市	県土整備部	0	1	書面
5	三重県北勢地区管理事業共同体	鈴鹿市	県土整備部	0	0	書面
6	伊賀南部不動産事業協同組合	名張市	県土整備部	0	0	書面
7	三重県ライフル射撃協会	津市	教育委員会	2	2	書面
【8】	【(財)三重県文化振興事業団】	津市	生活・文化部	—	—	実地
【9】	【三重県住宅供給公社】	津市	県土整備部	—	—	書面

【 】は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体との重複6団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	意見数		監査 区分
				団体	所管部局	
1	伊賀鉄道(株)	伊賀市	政策部	2	1	書面
2	(学)福德学園	桑名市	生活・文化部	0	0	書面
3	(学)山田学園	津市	生活・文化部	1	1	書面
4	日本赤十字社三重県支部 山田赤十字病院	伊勢市	健康福祉部	2	1	書面
5	(社)伊勢地区医師会	伊勢市	健康福祉部	1	0	実地
6	(医)鳳林会	津市	健康福祉部	0	0	書面
7	(医社)川越伊藤医院	川越町	健康福祉部	2	2	書面
8	(社福)ジェイエイみえ会	鈴鹿市	健康福祉部	0	1	書面
9	佐藤林業	いなべ市	環境森林部	2	2	書面
10	三重外湾漁業協同組合	伊勢市	農水商工部	0	0	実地
11	鈴鹿農業協同組合	鈴鹿市	農水商工部	0	0	書面
12	上野商工会議所	伊賀市	農水商工部	1	1	書面
13	NTN(株)	桑名市	農水商工部	0	0	書面
【14】	【伊勢鉄道(株)】	鈴鹿市	政策部	—	—	実地
【15】	【(財)三重県生活衛生営業指導 センター】	津市	健康福祉部	—	—	書面
【16】	【公立大学法人三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	—	—	実地
【17】	【(財)三重県環境保全事業団】	津市	環境森林部	—	—	書面
【18】	【(財)三重県農林水産支援センター】	松阪市	農水商工部	—	—	書面
【19】	【(財)三重県水産振興事業団】	津市	農水商工部	—	—	書面

【 】は出資団体との重複団体

意見数計	団 体	所管部局
	59	34

平成 22 年度 行政監査結果「各種基本計画等について」

1 内容

(1) 選定理由

各種基本計画等における策定・推進体制や関係機関との連携、情報提供等の状況について監査を行い、今後の新たな計画の策定及び計画の着実な推進に資することを目的に、行政監査のテーマとして「各種基本計画等について」を選定しました。

(2) 監査の概要

① 監査対象計画及び対象機関

各部局に対し計画の策定等の状況を調査し、提出された調査票により把握した 79 計画の中から、同種の計画及び特定の部局に偏らないよう、次の基準により 10 計画(別表)を選定しました。また、監査対象機関は、当該計画を所管する 7 部局 10 室としました。

[選定基準]

- ア 計画策定から一定期間が経過しており、当該計画の進捗状況を把握できるもの
ただし、計画終期が 22 年度のもので、現在、次期計画策定作業を行っているものは除く。
- イ 部局横断的に進める必要のあるものや、市町・関係機関と連携して進める必要のあるもの
- ウ 県民生活に直接的影響があり県民の関心が高いもの
- エ 施設整備等に関する計画でないもの

② 監査対象年度及び実施時期

対象計画の策定に着手した年度から平成 22 年 9 月までを対象とし、平成 22 年 11 月から 23 年 2 月の間に実施しました。

③ 監査実施方法

選定した「各種基本計画等」について、事前に各監査対象機関に対し監査調書の提出を求め把握するとともに、実地調査等の結果をふまえて監査を実施しました。

④ 監査の着眼点

ア 計画の策定

県民からの意見聴取等は適切に行われているか、関係部局との連携は十分とられているかなどについて監査を行いました。

イ 計画の内容

各推進主体の役割や計画推進のしくみが明確になっているか、目標設定は適切に行われているかなどについて監査を行いました。

ウ 計画の推進

進行管理は適切に行われているか、県民等への情報提供は適切に行われているかなどについて監査を行いました。

(別表)

監査対象計画

監査対象：10計画

計 画 名	計画期間	策定根拠	担当部局
① 三重県権限移譲推進方針	17年度～23年度	—	政策部市町行財政室
② 三重県消防広域化推進計画	19年度～	消防組織法	防災危機管理部 消防・保安室
③ 三重県がん対策戦略プラン改訂版	20年度～24年度	がん対策基本法	健康福祉部 健康づくり室
④ みえ障がい者福祉プラン・第2期計画(三重県障害者プラン第五次計画、三重県障害福祉計画第二期計画)	21年度～23年度	障害者基本法 障害者自立支援法	健康福祉部 障害福祉室
⑤ ごみゼロ社会実現プラン	17年度～37年度	ごみゼロ社会実現に向けた基本方針	環境森林部 ごみゼロ推進室
⑥ 三重の森林づくり基本計画	18年度～37年度	三重の森林づくり条例	環境森林部 森林・林業経営室
⑦ みえの安全・安心農業生産推進方針	21年度～25年度	有機農業の推進に関する法律(一部)	農水商工部 農産物安全室
⑧ 三重県観光振興プラン	16年度～25年度	—	農水商工部観光局 観光・交流室
⑨ 三重県住生活基本計画	18年度～27年度	住生活基本法	県土整備部住宅室
⑩ 県立高等学校再編活性化第三次実施計画	20年度～23年度	県立高等学校再編活性化基本計画	教育委員会事務局 教育改革室

(3) 監査結果の概要

① 計画の策定

ア 県民からの意見聴取の機会がパブリックコメント以外に設けられていなかったものが見受けられたので、県民からの意見聴取については、計画策定委員会等への参加、意見交換会やパブリックコメント等、多様な機会を提供すること。

また、意見聴取の機会の周知については、県のホームページだけでなく県政だよりへの掲載等、出来る限り多くの方法で行うこと。

計画策定時における県民からの意見聴取・情報提供の状況（重複あり）（単位：計画数）

計画対象	計画数	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供				
					報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ
外部対象計画	7	5	4	7	6	1	1	2	7
行政組織内計画	3	2	1	3	1	1	0	1	3
計	10	7	5	10	7	2	1	3	10

※外部対象計画：直接県民等を対象とした計画（「三重県がん対策戦略プラン改訂版」等）

※行政組織内計画：県や市町等の行政組織や事務に関する計画（「三重県権限移譲推進方針」等）

イ 計画案が関係部局間で十分議論されていなかったものが見受けられたので、計画の内容が複数の関係部局にわたる場合は、策定段階の早い時期から関係部局と検討会議を行うなど、連携を密に計画を策定すること。

計画策定時における庁内の計画検討体制の状況（単位：計画数）

計画対象	計画数	関係部局との会議開催	関係部局への意見照会及び協議等	関係部局への意見照会による調整
外部対象計画	7	5	1	1
行政組織内計画	3	1	2	0
計	10	6	3	1

ウ パブリックコメントの実施について、募集期間が短いものや意見数が少ないものが見受けられたので、適正な募集期間を確保するとともに、計画の趣旨や策定に至った経緯等の関係資料を添付するなど、計画案の内容を県民にわかりやすく伝えるように工夫して周知に努めること。

② 計画の内容

ア 推進主体の役割や進行管理・評価の方法について計画に記載されていないものが見受けられたので、計画への記載項目について、各推進主体の役割、進行管理・評価の方法、見直し時期や数値目標等を具体的に盛り込み、計画の実効性を高めること。

計画への記載内容の状況（重複あり）

（単位：計画数）

計画対象	計画数	目標	推進主体	推進体制・組織	県民参画	具体的取組
外部対象計画	7	7	6	5	5	7
行政組織内計画	3	2	1	1	1	3
計	10	9	7	6	6	10

計画対象	計画数	スケジュール	進行管理	評価の方法	計画見直し	策定組織等
外部対象計画	7	1	5	5	4	3
行政組織内計画	3	1	0	0	1	0
計	10	2	5	5	5	3

※推進主体：計画中に掲げられた取組を実施していく中で役割を与えられている主体

※推進組織：各推進主体が計画にどのように関わり、また、計画をどのように進めていくかを協議調整することにより、計画に掲げられた取組を主体的に推進する組織

イ 数値目標について、用語の意味がわかりにくいものや設定根拠が不明確なものなどが見受けられたので、県民目線に立ったわかりやすい計画づくりに努めること。

③ 計画の推進

ア 計画の推進にあたって、県民からの意見聴取の機会が十分設けられていないものが見受けられたので、県民からの意見聴取については、策定段階と同様に、委員会等への参加や意見交換会等により多様な機会を提供すること。

計画推進段階における県民からの意見聴取・情報提供の状況（重複あり）（単位：計画数）

	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供					
				報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
計画書完成時	—	—	—	6	5	1	3	10	6
推進時	4	4	—	3	3	1	1	9	3

イ 県関係部局との情報共有が不十分なものが見受けられたので、関係部局との連携については、進捗状況や課題等を確認し進行管理・評価を行い、取組の円滑かつ着実な推進に努めること。

ウ 数値目標の達成状況に関し、目標値と実績値に乖離があるものや目標値を大きく上回っているものが見受けられたので、乖離が大きいものについては、社会経済情勢の変化に的確に対応し取組内容の充実を図るとともに、目標値を大きく上回っているものについては、目標値の見直しについて検討すること。

エ 達成状況・進捗状況に関する県民への情報提供について、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」で定める公表義務情報に該当する計画であるにもかかわらず、公表されていないものがあつたので、同要綱に基づき公表するとともに、公表義務情報に該当しない計画においても公表を積極的に行い、計画の推進に向けた理解・協力を促すこと。

(4) 三重県の計画の状況

今回、監査を実施した10計画以外の計画についても、計画策定段階から推進段階までの状況や計画内容等について、補足調査票の提出を求めた。

各部局からの回答結果では、課題やニーズの把握については多様な手法で把握に努めているものの、県民等を直接対象とした外部対象計画（50計画）のうち、計画策定の委員会等への県民の参画は19計画で、外部対象計画の38.0%であつた（表1）。また、進捗状況を県民に公表しなければならない公表義務情報に該当する46計画のうち、半数の23計画が進捗状況を公表しておらず（表2）、監査結果と同様に対応を要する計画が見受けられた。

今回、補足調査を実施した計画においても、各計画の目的や特性等を踏まえ、監査結果を計画の策定、推進や見直し時の参考とし、県民の意見を反映するなど計画の実効性の確保を一層図ることが望まれる。

※今回の補足調査では、事前に把握した79計画のうち、監査対象計画（10計画）を除く69計画を調査した。

（表1）計画策定委員会等のメンバー構成の状況（複数回答あり、県職員除く）

（単位：計画数）

計画対象	計画数	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
外部対象計画	50	19	21	23	37	9	27	39
行政組織内計画	16	2	1	0	5	2	5	5
県組織内計画	13	2	1	1	7	0	1	4
計画総数	79	23	23	24	49	11	33	48
割合	100%	29.1%	29.1%	30.4%	62.0%	13.9%	41.8%	60.8%

（表2）進捗状況の公表の状況

（単位：計画数）

計画対象	計画数		公表義務情報の対象計画		左記以外の計画	
	構成比		構成比		構成比	
公表している計画	41	51.9%	23	56.1%	18	43.9%
公表していない計画	38	48.1%	23	60.5%	15	39.5%
計画総数	79	100%	46	58.2%	33	41.8%

会計事務の標準化と財務会計システム共同アウトソーシングについて

平成23年3月9日

出納局

1. 財務会計制度を取り巻く国の動向

国では、地方政府基本法の制定を目指す中で、地方自治体の財務会計制度の見直し検討を進めています。平成23年1月26日に示された「地方自治法抜本改正についての考え方」では、「財務会計制度について、国の制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討していく。また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性又は統一的な監査基準による監査という観点からの課題、ICTの活用等による効率化を前提に標準化・統一化という方向を考えるべきという指摘についても配慮する必要がある。」とされています。

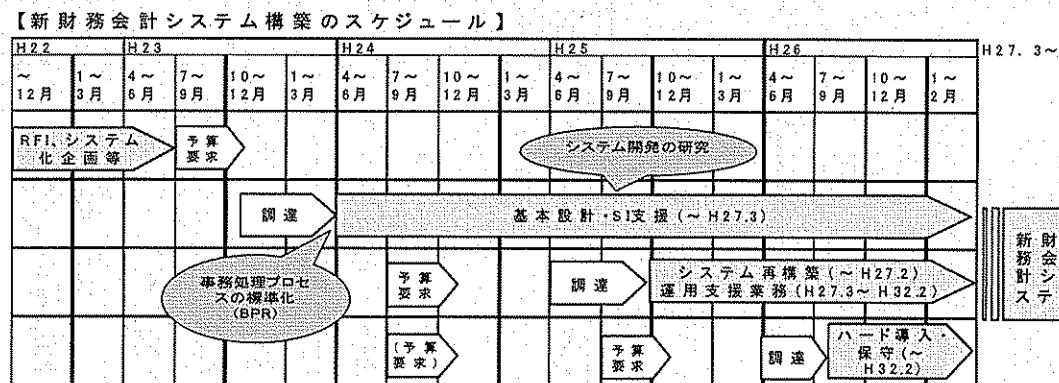
また、クラウドコンピューティングやASPなど新しい技術を活用して地方自治体の情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験などに取り組み、平成22年7月には自治体クラウド推進本部を設置しています。

2. 三重県出納局の対応

出納局では、こうした国の動向を踏まえ、適正な会計事務処理の確保と簡素・効率的な事務処理のバランスの取れた会計制度を構築するとともに、三重県会計規則を見直し、新たな財務会計システムの構築を行うこととしています。

また、県内の市町と、会計事務の標準化を図り将来的なクラウドコンピューティングの採用を視野に財務会計システムの共同アウトソーシングに向けた取組を行うための研究会を設置し、研究を始めたところです。

三重県・新財務会計システム構築のスケジュール



【地方分権改革のスケジュール】

○地方自治法の見直し案提出(H23.3)

○地域主権推進大綱(仮称)(H24.夏)

○地方政府基本法の制定(H25.夏)

国の動向等の情報共有

会計事務の標準化・財務会計システムの共同アウトソーシング研究会

平成23年夏を目途に、市町との研究会で会計事務処理のプロセスの整理・見直しを行い、それをもとに財務会計システムのシステム化企画を取りまとめます。また、地方自治法抜本改正の動きも注視しながら、必要な会計規則の見直しに取り組みます。

包括外部監査結果について

平成23年3月9日

出 納 局

【各研究開発機関の監査の意見】

(保健環境研究所、林業研究所、農業研究所、畜産研究所、水産研究所)

1 監査意見

- ① 1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえ、1者応札の契約に関する取扱について検討することが望ましい。

2 監査意見への対応方針

- ① 入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導します。

なお、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）への変更については、各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。

【研究所共通の意見】

1 監査意見

- ① 入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格についてはその妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定を設けることが望ましい。

- ② 契約締結時に、相手先の内情を把握し、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。

2 監査意見への対応方針

- ① 予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導します。

- ② 平成19年6月から物件関係の入札参加資格者名簿を廃止しており、現在は電子調達システム（平成22年2月から運用）への利用登録時と落札決定時に事業者の資格確認を行っています。将来的にはシステム利用登録事業者の一覧を名簿の代わりとして管理していくこととしています。こうした制度の過渡期であることから、今後もシステム利用登録の拡大を通して事業者データの蓄積に努めます。

平成22年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 各研究開発機関の監査の意見及び指摘		
1. 保健環境研究所(3)、2. 林業研究所(2)、4. 農業研究所(2)、5. 畜産研究所(1)、6. 水産研究所(2)		
1者応札の契約に関する取扱について【意見】		
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえると、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p> <p>a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。</p> <p>b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p> <p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>③ 現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、②については、アンケートを有用なものとするために、「業務範囲外のため参加しなかった」という理由は除く必要がある。</p> <p>c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。</p> <p>ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければなら</p>	<p>(出納局)</p> <p>1者入札の場合には「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応する必要があることを各所属に改めて周知します。</p> <p>また、併せて、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導します。</p> <p>なお、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>環境森林部</p> <p>農水商工部</p> <p>出納局</p>

ない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約に関する会議の際には、特に議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にする必要がある。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

II. 研究所共通の意見及び指摘

(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】

一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかと疑問が生じる。

各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

(ア) 見積書やカタログより決定している場合
 特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書を入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入何に添付されることで証拠として残される。ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合
 多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。

(出納局)
 予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導します。

- 健康福祉部
- 環境森林部
- 農水商工部
- 出納局

18ページ

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。

(7) 契約履行能力の確認について【意見】

水産研究所の平成21年度収入において倒産契約解除に係る違約金が2,589,010円計上されている。このうち2,539,870円は平成21年度において委託先として選定しA社が期中に倒産したため、委託事業を続行できなくなったことによる違約金であり、契約書に基づき（契約額－出来高）×10%の違約金を得ている。

入札資格の確認が問題となるが、入札資格は、三重県会計規則第61条において下記のように規定されている。

- 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること
- 二 令第167条の4第2項に該当する者でないこと
- 三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

なお、二号において規定されている地方自治法施行令第167条の4第2項とは、契約履行時の不正や契約妨害等があった場合は、入札参加に関して、停止措置をとることができるという内容である。

水産研究所は、契約先が1号～3号に該当しないことを確認しており、契約自体は規程に基づいて適切に行われている。しかし、A社との最終の契約日は平成21年7月6日であるが、その後まもなく倒産し、平成21年10月16日に「委託業務続行不能について」の文書を手入している。「債務者代理人からの受任通知並びにお願

(出納局)

三重県では、広く入札参加者を求めるとともに事業者の負担を軽減するため、平成19年6月から物件関係の入札参加資格者名簿を廃止しており、現在は電子調達システム（平成22年2月から運用開始）への利用登録時と落札決定時に事業者の資格確認を行っています。将来的にはシステム利用登録事業者の一覧を名簿の代わりとして管理していくこととしています。

こうした制度の過渡期であることから、今後もシステム利用登録の拡大を通して事業者データの蓄積に努めます。

農水商工部
出納局

い」によると、A社は、平成17年度以降売上低迷により財務状況が悪化し、最終的に11億円を超える債務超過が発生していることから、契約時点においても相当財務状況が悪化していたものと推測される。そのような状況を確認することなく委託先を選定した結果、契約途中で委託先が倒産し、研究目的が達成されないことに加え、緊急雇用対策目的も果たされないこととなってしまった。

このような損失を被ることに備えて、上記 3 事項に追加して、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。

平成23年3月9日
監査委員事務局

別表(2 平成22年度財政的援助団体等監査結果)

公の施設管理団体の管理施設名と指定管理期間

No	団 体 名	管 理 施 設 名	指 定 管 理 期 間
1	みえNPOセンター・ワーカーズコープ	みえ県民交流センター	H21.4～H24.3(3年間)
2	東海美松園グループ	県営都市公園鈴鹿青少年の森	H20.4～H25.3(5年間)
3	大島造園土木(株)	県営都市公園亀山サンシャインパーク	H20.4～H25.3(5年間)
4	(財)三重県下水道公社	三重県流域下水道施設	H21.4～H26.3(5年間)
5	三重県北勢地区管理事業共同体	三重県営住宅(北勢ブロック)	H21.4～H26.3(5年間)
6	伊賀南部不動産事業協同組合	三重県営住宅及び特定公共賃貸住宅(中勢・伊賀ブロック)	H21.4～H26.3(5年間)
7	三重県ライフル射撃協会	三重県営ライフル射撃場	H21.4～H26.3(5年間)
【8】	【(財)三重県文化振興事業団】	三重県総合文化センター	H19.4～H22.3(3年間)
【9】	【三重県住宅供給公社】	三重県営住宅及び特定公共賃貸住宅(南勢・東紀州ブロック)	H21.4～H22.3(1年間)

【 】は出資団体との重複団体